

令和5年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和6年1月24日（水）午後1時00分～午後1時22分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室(西之表市)
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。

令和5年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年1月24日（水）午後1時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 6

欠席 3

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保菌 隆
書記（水産係 技術主査）	櫻井 正輝

令和6年1月24日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第4回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、鹿児島市在住委員はWeb会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、皆様にお知らせがございます。

今月9日、甲山委員が鹿児島市の病院にてお亡くなりになりました。享年84歳でした。

甲山委員は平成24年8月から熊毛海区漁業調整委員会の委員を務めていただき、令和3年4月からは会長として会務を総理されるなど、委員会の運営に大変ご尽力いただきました。

また、昨年5月には長年の功績に対し、全国海区漁業調整委員会より表彰を受けたところでございました。

これまでの甲山委員のご功績に深く感謝しますとともに、心より御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、6名の出席をいただいておりますので、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の漁業調整係村田技術専門員にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」、

「ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）」、

の合計2件としております。

それでは開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員からご挨拶をお願いいたします。

○伊東委員

皆さん、こんにちは。会長職務代理の伊東でございます。

先ほど、事務局長の方からも説明がありましたとおり、今月9日、甲山委員がお亡くなりになりました。私どもも突然の訃報に接し、大変驚いたところであります。甲山委員は3期10年もの長きにわたり、多大なご功績を残されました。心から御冥福をお祈りいたします。

まだまだ、寒い日が続きます。また、本日の議題にもありますモジャコ漁も近いうちに

始まります。

皆様におかれましては、お身体にくれぐれも気をつけてお過ごしいただくとともに、漁業者の皆様は安全操業にも気をつけていただきたいと思います。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、

熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第2号により、会長が欠けた際は職務代理者が務めることとなっておりますので、伊東委員よろしく願いします。

○伊東委員

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いいたします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○伊東委員

それでは、今回は稲盛委員と奥村委員を指名いたしますので、よろしく願いします。

○稲盛委員，奥村委員

はい。

○伊東委員

それでは、議事に入ります。

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」という諮問事項を議題とします。水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

水産振興課の村田です。本日はよろしく願いいたします。

それでは、議題1につきましてご説明いたします。

資料1となります。本議題は、諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。水振第693号，令和5年12月15日，熊毛海区漁業調整委員会会長殿，鹿児島県知事，知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問），このことについて，漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置等の内容を定めた

いので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規程に基づき、貴委員会の意見を求めます。併せて、漁業許可の有効期間について定めたいので、鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

2ページ目をお開き下さい。もじゃこ漁業については、ぶり養殖用種苗の稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上の問題がある他、過剰な稚魚の供給は、ブリの生産・出荷に直結することから、需要と供給のバランスを考慮して、もじゃこの採捕を行う必要があります。

このため、採捕する稚魚の量について本県を含む関係県で現在調整を行っているところです。制限措置については、操業区域は、県沖合一円。操業時期は3月1日からと漁業者団体の希望に沿うようにしてあります。

トン数、馬力数については定めなしです。

漁業を営む者の資格は許可を受ける者の要件となっております。本県では、受給双方の漁協との間で需給契約を結ぶことを義務付けており、また、採捕を行う漁協は、採捕者である漁業者と納入契約を結ぶこととしているので、このことを記載しています。

番号2は大分県漁業者に対する制限措置となっております。大分県漁業者の操業については、鹿児島・大分の両県漁業者団体間で操業協定を締結しており、本県漁業者によるもじゃこ漁業終了後、大分県漁業者が本県海域でもじゃこ漁業を操業することとしております。

(2) 申請期間については、記載のとおりでございます。

(3) 許可の有効期間については、令和6年3月1日から同年7月31日までとし、調整規則では1年としているところですが、許可期間を短縮しております。

短期許可の理由については、(4)に記載の通りで、稚魚を採捕する漁業であること、過剰な採捕は資源管理上問題であること、本県海域への来遊についても限定されることから、これらを踏まえて短期許可することとしております。

なお、もじゃこ漁業の短期許可については、今後も含めて同様に取り扱う予定なので併せて了承いただきたいと思っております。説明については、以上になります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同
異議無し。

○伊東委員
では、そのように答申することに決定いたします。

○伊東委員
議題2は、「ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）」です。これは、協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記
事務局の櫻井でございます。ウナギの採捕に係る委員会指示について説明いたします。資料は資料2になります。1ページをお開きください。
現在の委員会指示は令和3年4月1日から本年3月末までの有効期間となっていることから、指示の更新についてご協議をお願いするものでございます。
1の委員会指示の取扱いについてをご覧ください。ウナギ資源の保護については継続して取り組む必要があり、また、関係者へのアンケート調査の結果、指示内容については概ね周知が図られており、現行の指示と同一の内容で引き続き指示を発出することについても一定の理解が得られていることを把握しました。
これらを踏まえ、事務局としましては引き続き委員会指示を発出することとしたいと考えております。
2の指示全文につきましては、のちほど説明させていただきます。
3の参考では関係者へのアンケート実施、指示発出の経緯を記載しておりますので、後ほどお目通しください。
それでは、2の指示全文関係で、2ページをお開きください。こちらは新旧対照表になります。指示番号、発出日及び指示の有効期間の3点以外は、全て同一の内容となっております。3ページをご覧ください。こちらが更新後の全文になります。読み上げさせていただきます。

熊毛海区漁業調整委員会指示第5-〇号

熊毛海区におけるニホンウナギ採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年〇月〇日、熊毛海区漁業調整委員会会長職務代理者伊東恭三郎、1 禁止する水産動物、21センチメートルを超えるニホンウナギ、2 禁止期間、10月1日から翌年2月末日まで、3 禁止区域、熊毛海区（公共水面及びこれと接続して一体をなす水面）、4 適用除外、次に掲げる場合において、熊毛海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。（1）鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合。

（2）国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）。

5 指示の有効期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしております。

4 ページをお開きください。先ほど触れましたアンケート調査の集計結果になります。

まず、調査概要でございますが、85 団体へ郵送やメールによりアンケート用紙の送付をいたしまして、全体で約 7 割の団体に回答をいただいております。

主な項目のみ説明いたします。まず、1 番として、現在の委員会指示について、平成 29 年度以降、禁止期間を 10 月から翌年 2 月としているが、この周知状況についてということですが、いずれの団体でも約 7 割以上、十分周知されている又はある程度周知されているとの回答であり、概ね周知が図られていると考えられる結果となりました。

問 2 以降、遊漁者の把握状況、指示周知やその他資源保護の取組みについての問いがございませぬ。6 ページをお開きください。問 6 になります。

問 6 につきましては、現行の委員会指示を現在の内容のまま 3 年間として発出することについてのご意見を伺っているものですが、いずれの団体も賛成意見で、現在の内容のまま引き続き指示を発出して支障はないとのご意見でした。

これらのアンケート結果を踏まえまして、冒頭で事務局としての考えを説明しましたとおり、引き続き委員会指示を発出することとしたいと考えております。

なお、この委員会指示につきましては、鹿児島及び奄美大島海区漁業調整委員会でもご協議いただきまして、両海区でも引き続き委員会指示を発出する予定となっております。

説明は以上です。ご協議をよろしく願いいたします。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○伊東委員

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

今回の指示内容については、異論がありません。コメントとなりますが、ウナギの採捕について規制をする一方で、河川開発についても考える必要があると考えます。

河川開発により、魚道の整備が不十分であることが、ウナギの生息範囲を狭めていることもあるようです。採捕規制だけではなく、河川開発についても行政から問題提起をしていただきたいと思ひます。

水産振興課の管轄ではないかもしれませんが、組織を超えて検討いただきますよう、よろしく願ひしたいと思ひます。

○櫻井書記

ご意見ありがとうございます。今いただきましたご意見につきましては、県庁の方とも共有させていただきたいと思ひます。

○伊東委員

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

議題2「ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○伊東委員

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

全体を通して、ご意見・ご質問はありませんか？

○委員一同

なし。

○伊東委員

その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

特にございません。

○伊東委員

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第4回熊本海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

令和6年1月24日午後1時22分閉会